

自家用車を使用した支援について

支援活動における子どもの保育施設等への送迎は、安全確保の観点から「徒歩、タクシー、公共交通機関」を利用することが原則です。しかしやむを得ない事情があり、両会員が以下の内容に同意した場合は提供会員の自家用車を使った支援活動を行う事ができます。

提供会員は、使用前に、届出書（様式11）の提出が必要です。自家用車を使用した支援活動を行う事ができるのは、事前にセンターに届出書を提出し許可を得た、74才以下の提供会員に限ります。

- ・ シン・子育てファミリー・サポートセンター（以下「センター」）に、自家用車を使用した支援活動を行うことについて許可を得た提供会員（両方会員）でなければ、支援活動に自家用車を使用できません。
- ・ 提供会員の自家用車を使用した支援活動中であっても、急激かつ偶然な外来の事故に対しては、センターが加入する「依頼子供傷害保険」が適用され、依頼子供傷害保険の請求手続きはセンターが行います。
- ・ 提供会員の過失により賠償を要する交通事故が発生した場合には、提供会員が加入している自動車賠償責任保険と自動車保険（任意保険）による補償となり、その場合には、保険請求の手続き等にセンターは一切関与できません。
- ・ チャイルドシートやジュニアシートは、原則として、依頼会員が準備します。（準備が難しい場合はセンターにご相談下さい。）

【支援活動に自家用車を使用する場合は】

1. 事前打ち合わせで、利用経路、駐車場、子どもの乗り降りの手順など、安全確保について十分に話し合ってください。
 2. 就学前の子どもを乗せる時には、必ずチャイルドシートを使用して下さい。
就学児の場合も、後部座席を含め、必ずシートベルトを着用して下さい。
走行中は、必ずチャイルドロック、ウィンドウロックをして、ドアの開け閉めは、提供会員が行って下さい。
 3. ガソリン代は支援活動に要した距離の実費となります。提供会員は、あらかじめ計算し、1キロあたりの金額を決め、依頼会員へ伝えて下さい。
- 天候不良時や体調不良時など、運転に少しでも不安のある場合は、自家用車は使用しないで下さい。
 - 運転中の携帯電話の使用は禁止されています。また運転中を含め、支援活動中は禁煙です。
 - 依頼会員とその子どもを乗せての支援活動はできません。

【ガソリン料金の計算】

1. ガソリンを満タンにします。
2. 走行距離のメーターをゼロにします。次にガソリンを入れる時に、金額と何km走ったか記録します。
3. ガソリン代を計算します。
例) 200 km走って、次にガソリンを入れ、6000 円支払った。
 $6000 \div 200 = 30$ 円 / 1 km

